

ろうきんリバースモーゲージローン「リバース58」商品概要

お申込みいただける方	(1) お申込み時の年齢が満 58 歳以上満 80 歳未満の方 (2) 単身居住の方または夫婦のみで居住の方 (3) 安定継続した収入が 150 万円以上ある方 (4) 推定相続人から同意が得られる方 (5) 担保となる不動産が申込人の単独名義、または配偶者との共有名義の方 (6) 年金の受給口座を当金庫に指定している方 (7) 当金庫所定の保証機関の保証を受けられる方 ※配偶者がいる場合は、配偶者の年齢は満 50 歳以上の方とします。 ※推定相続人に未成年の子がいる場合は、お取り扱いできません。
お使用みち	(1) 当金庫または他金融機関等からの住宅ローン等の借換費用 (2) リフォーム費用 (3) 医療費、介護費用 (4) 生活資金補填費等 ※(1)(2)については申込人の居住用住宅に限定します。 ※(3)(4)については申込人または2親等以内の親族の生活に必要な費用とします。 ※事業資金・投機目的資金・負債整理資金にはご利用いただけません。
ご融資金額(限度額)	・5,000万円以内(10万円単位) ※担保評価額の50%または60%の範囲が上限となります。 ただし、満58歳未満の配偶者がいる場合は担保評価額の30%となります。 ※当座貸越の利用限度額は、物件評価額の20%が上限となります。また、当座貸越のみのご利用はできません。 ※毎年、金庫所定の方法による物件評価額の見直しを行い、物件評価額が一定の基準に満たない場合は、当座貸越の利用限度額の減額や当座貸越の利用を停止する場合がございます。
ご返済期間	・借主全員がお亡くなりになる日まで。
ご融資金利	【固定金利型】 ・証書貸付は、融資実行時点における基準金利が適用されます。 ・当座貸越は、口座開設時点の基準金利が適用されます。 ・お借入れ時の金利をご返済終了日まで適用します。
ご返済方法	・借主がお亡くなりになるまでの期間は、元金据置となり、お利息のみを毎月お支払いいただきます。 ・借主全員がお亡くなりになったときに、担保不動産を売却または別途資金にて一括して返済いただきます。ただし、担保不動産の売却金を返済に充当しても借入金が残る場合は、法定相続人に請求は行いません。
保証	・保証人につきましては、原則不要です。(一社)日本労働者信用基金協会の保証をご利用いただけます。ただし、配偶者がいる場合は、配偶者を連帯債務者とします。
保証料	・保証料につきましては、お客さまのご負担となります。
担保	・担保となる土地付建物またはマンションに、当金庫を第一順位とする根抵当権の設定が必要です。 ・根抵当権の極度額は、融資総極度額の110%とします。 ・担保となる不動産の名義は、申込人本人の単独名義もしくは配偶者との共有名義に限ります。 ※借地権はお取り扱いできません。
団体信用生命保険	・ろうきん団体信用生命保険にはご加入いただけません。
火災保険	・建物には長期火災保険(火災共済)をおかけいただけます。 ・保険料(共済掛金)につきましては、お客さまのご負担となります。
手数料	・融資取扱手数料は不要です。ただし、融資にかかわる根抵当権設定費用(司法書士報酬等含む)・印紙代・振込手数料等はいずれもお客さまのご負担となります。また、各種証明書(残高等)発行や融資条件変更等の場合には別途手数料をいただきます。詳しくは窓口にてご確認ください。 ・繰上返済(全額返済を含む)手数料は無料です。
注意事項	・表示金利は2026年4月1日現在のものです。 ・引下げ金利につきましては、証書貸付は、融資実行時点における基準金利から引下げます。当座貸越は、口座開設時点の基準金利から引下げます。 ・ご利用条件は、金融環境の変化によって変更する場合がございます。 ・審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・詳しくは、お近くの<ろうきん>窓口へお問い合わせください。

ろうきんリバースモーゲージローン

リバース58

満58歳から使える!

安心のノンリコース型!

自宅をリフォームして
快適に過ごしたい



老後の備えに!
医療や介護に
必要な費用を準備したい



セカンドライフの充実に!
趣味や旅行の資金に!
子どもの結婚費用に!



退職後の住宅ローンの
返済負担を軽減したい

リバース58のおすすめポイント

ポイント1

毎月のご返済は利息分のみ!

ご融資期間中のご返済は利息分のみのため、返済負担を軽減することができます。お借入れされた元金は借主全員がお亡くなりになったときに、担保不動産を売却して一括してご返済いただけます。

ポイント2

必要な時に必要な分だけ借入れできる!

最高5,000万円までお借入可能。

ポイント3

お住いのままでご自宅を有効活用できる!

お借入後もご自宅にそのまま住み続けられるので安心です。

ポイント4

ローン期間は終身!

ローンは終身でご利用いただけます。

ポイント5

安心の固定金利!

お借入時の金利をご返済終了日まで適用します。

ポイント6

お使用みちは自由!

セカンドライフを充実させる様々な資金にご利用いただけます。

ポイント7

ご家族に迷惑がかからないノンリコース型!

ご自宅売却金でローンの全額返済ができなくても不足分の請求はありません。

ローンプラザ 土・日も営業! 営業時間 平日※…10:00~18:00 (水曜日は15:00まで) 土・日…10:00~16:00 ※年末年始・祝日・振替休日はお休みです。ただし、祝日が土・日にあたる場合は営業いたします。

ローンプラザ なは 0120-232-100 ローンプラザ おもろまち 0120-029-155 ローンプラザ コザ 0120-232-107 ローンプラザ うらそえパークレー 0120-928-798 ローンプラザ ほくぶ 0120-436-566

■店舗のご案内 窓口営業時間 平日(月~金)…9:00~15:00 ※県庁出張所のみ、11:00~12:00は昼休み休業となります。※下記店舗においても、融資のご相談を受け付けいたします。

本店営業部 ☎ 098(861)0118 浦添支店 ☎ 098(877)3301 与那原支店 ☎ 098(946)4710
 名護支店 ☎ 0980(52)2844 普天間支店 ☎ 0980(72)3678 宮古支店 ☎ 0980(82)3727
 コザ支店 ☎ 098(937)1189 おもろまち支店 ☎ 098(867)1515 八重山支店 ☎ 0980(82)3727
 具志川支店 ☎ 098(861)0894 県庁出張所 ☎ 098(861)0894

スマホで
店舗・ATM検索



ご融資金利

商品種類	会員区分	担保掛目	基準金利	引下げ金利	保証料	適用金利
固定金利 【証書貸付】 【当座貸越】	会員の方	50%	年4.625%	▲年2.425%	年0.550%	年2.75%
		60%				年3.16%
	一般の方	50%	年4.825%	▲年2.125%	年0.550%	年3.25%
		60%				年3.66%

※満58歳未満の配偶者がいる場合の適用金利は、担保掛目60%と同率となります。

さらに！ニューマネーで**定期預金**（預入期間1年以上）をご契約いただくと、金額に応じて以下の金利を適用金利から**5年間引下げ**！

1 **300万円以上 年0.1%引下げ**

2 **1,000万円以上 年0.2%引下げ**

例

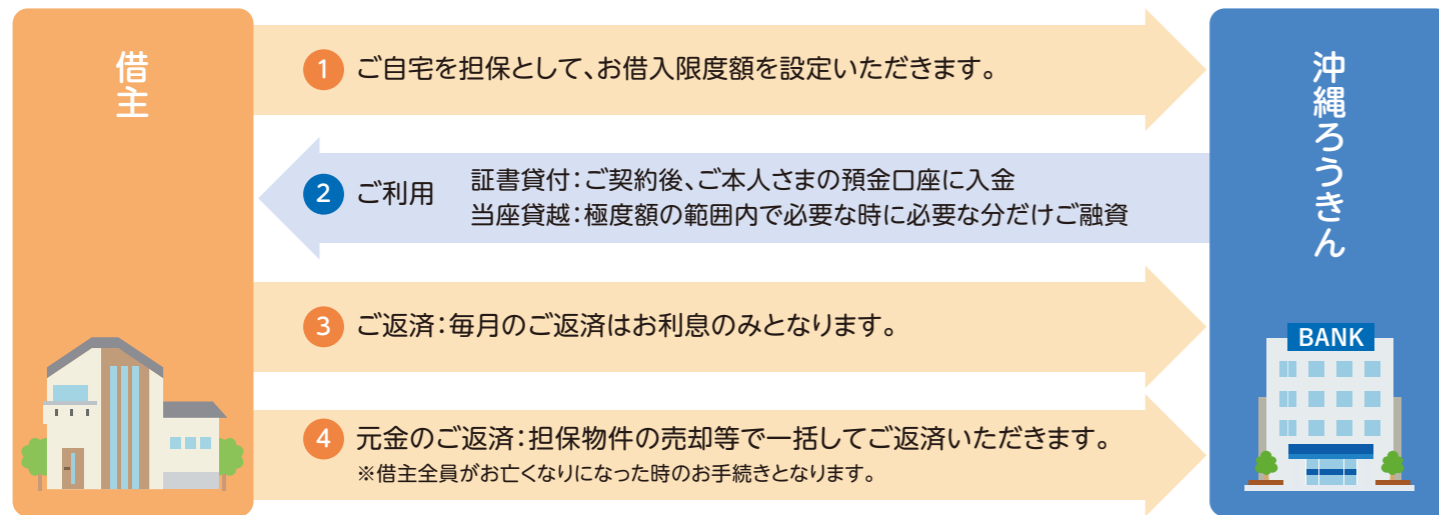
●2026年2月26日
ニューマネー定期預金 3年もの1,000万円ご契約
(満期日2029年2月26日)

●2026年6月30日
住宅ローン融資実行 5年間ご融資金利から年0.2%引下げ
(2031年6月の返済日まで金利引下げ)

※2026年2月26日以降に定期預金をご契約いただいた場合が対象となります。

※定期預金の名義は、①主債務者、②連帯債務者、③主債務者または連帯債務者の二親等以内の親族が対象となります。

『ろうきんリバーズ58』ご利用の流れ



1 ご自宅を担保とし、お借入限度額を設定

ご自宅の評価額等に応じてお借入限度額を決定します。

- ・土地付建物、マンションを問わず物件評価額の50%または60%が上限となります。
※満58歳未満の配偶者がいる場合は物件評価額の30%が上限となります。
- ・当座貸越の極度額は物件評価額の20%が上限となります。
- ・お借入限度額は5,000万円以内（10万円単位）となります。
- ・ご自宅（土地・建物）に根抵当権を設定させていただきます。



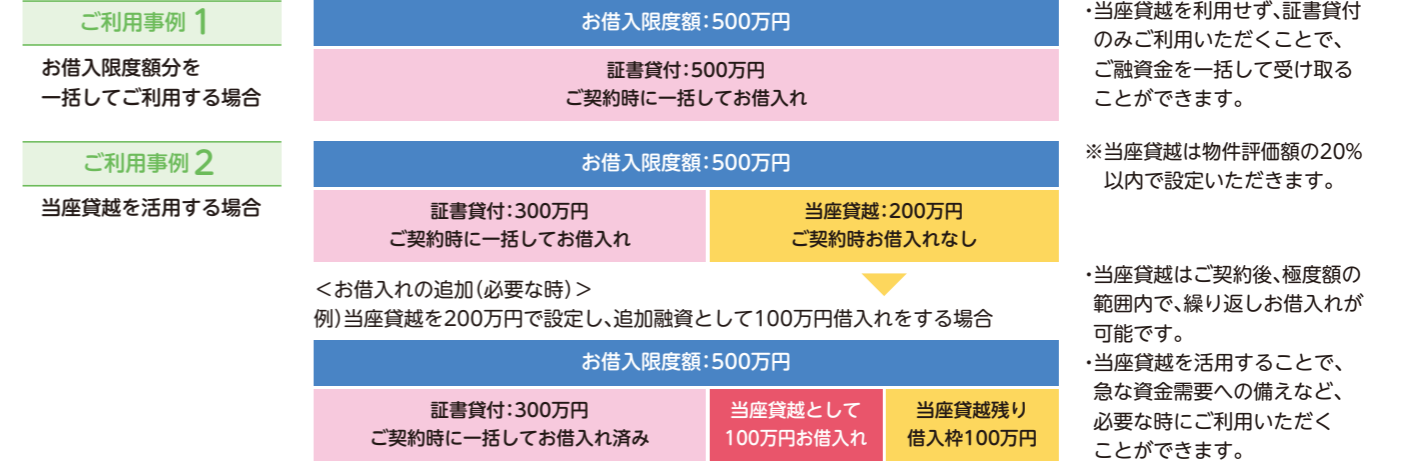
2 へつづく

2 ご利用

ご融資方法は証書貸付および当座貸越となります。

- 証書貸付** お借入限度額から当座貸越の極度額を控除した金額を超えない範囲で、金銭消費貸借契約を締結し、融資金を一括交付します。
- 当座貸越** お借入限度額の内、物件評価額の20%以内で当座貸越の極度額を設定します。お借入れは極度額の範囲内で、繰り返しご利用が可能です。お借入れの都度店頭でのお手続きとなります。
※当座貸越のみのご契約はお取り扱いできません。

例)物件評価額が1,000万円、お借入限度額を500万円と設定した場合



3 ご返済

毎月のご返済は利息分のみお支払いいただきます。

4 元金のご返済

元金は、借主全員がお亡くなりになってから担保物件の売却や相続財産・保険金などで一括返済いただけます。

ご返済方法

1 担保物件の売却による一括返済

ご自宅など担保物件の売却代金で元金を一括返済いただけます。売却代金がお借入残高に満たなくても不足分はご返済不要です。



2 相続財産や保険金などによる一括返済

借主のご相続人により、相続財産等でご返済いただくことも可能です。お借入残高全額をご返済された場合、担保物件の売却は必要ありません。



配偶者はどうなるの？

配偶者は連帯債務者としてご契約いただくため、ご自宅を売却せずに継続して融資をご利用いただき、配偶者さまがお亡くなりになるまで担保物件売却の必要はありません。
※別途審査があります。審査の結果により、ご希望にそえない場合があります。



生前でも返済できるの？

お手元の余裕資金による、窓口での一部返済や一括返済をしていただくことも可能です。